

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

ひたちなか市「暮らしと水環境の共生」計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

ひたちなか市

3. 地域再生計画の区域

ひたちなか市の全域

4. 地域再生計画の目標

ひたちなか市は、東京から約 110 キロメートルの距離にあり、中心は東経 140 度 32 分、北緯 36 度 24 分で茨城県の中央部からやや北東に位置し、東西約 13 キロメートル、南北約 11 キロメートルで 99.04 平方キロメートルの面積を有している。

西は常磐自動車道の通る那珂市に、北は原子力の街東海村に、南は那須岳を源流とする那珂川を挟んで県都水戸市と大洗町に接し、東は美しい碧の海の広がる太平洋に面して約 13 キロメートルの海岸線が続いている。

市域は、太平洋と那珂川下流域に位置する海拔 7 メートル前後の低地地区と阿武隈山系から南東に緩やかに傾斜している那珂台地と呼ばれる海拔約 30 メートル前後の起伏の少ない平坦な台地地区とに分けられる。低地地区は、漁港を中心に市街地が形成され、那珂川流域は水田地帯となっている。一方、台地地区は、JR 勝田駅を中心に市街地が形成され都市化が進行しているが、周辺は田畑も多く、また、中小河川が市街地にくさび状に入り込み、台地縁辺部は豊かな緑が帯状に連なっている。

市内を流れる中小河川（新川、本郷川、大川、中丸川、早戸川）は那珂川水系に属し、昭和 30 年前半までは清流を保ち水浴が楽しめ、清流に生息するオイカワやアユ、トウキョウサンショウウオが普通に見られるなど市民の身近な親水域であったが、昭和 30 年後半から 40 年代にかけての高度経済成長期に産業排水や市街地からの生活排水の流入により水質汚濁が急激に進み、その水質は $BOD 10 \text{ mg} / \ell$ を超え、水質の悪化が問題化した。

これらの河川については昭和 48 年 5 月、水質汚濁に係る環境基準の類型指定が行われ、那珂市と接する早戸川上流域を除いた全ての河川が C 類型 ($BOD 5 \text{ mg} / \ell$ 以下) に指定され、その達成期間は 5 年を超える期間で可

及的速やかに達成することとされた。

昭和46年以降、水質汚濁防止法を始めとする公害関係法令・条例が逐次施行されことにより産業排水に起因する水質汚濁は漸次改善され、市内中小河川における汚濁負荷源の70%強を生活排水が占める状況となった。

このことから、本市では生活排水対策として、昭和46年度より全体計画面積5,140ha、計画人口166,100人、計画汚水量115,100m³/日（日最大）の公共下水道事業に着手し整備を図るとともに、農業集落排水施設の整備及び合併処理浄化槽の普及など汚水処理施設の整備を促進してきた。その結果、生活排水に起因する水質汚濁も漸次改善され、現在、市内のほとんどの河川は類型指定で定める環境基準値を満足しているが、一部の河川では流域周辺の住宅開発等による生活排水の流入により環境基準値を達成できていない状況にある。また、市街地に存在する名平洞、うなぎ溜を親水公園として整備しているが、これらの公園は市街地に立地し生活排水が流入することから、夏季から秋季にかけてアオコが発生し景観や臭気の問題が発生しており水質改善が求められている。

環境基本法第36条の規定に基づき平成13年度に策定した本市の環境基本計画（平成18年度改定）では、「暮らしと自然が共生し、ゆとりと潤いのある自立協働都市」の実現に向け五つの環境目標を定め、市民、事業者及び行政が協働し各種の施策に取り組んでいくこととしている。

この中で水環境を保全し、豊かな自然を次代へ継承する施策として、生活排水対策の推進、環境教育・環境学習の推進等を掲げている。

生活排水対策として公共下水道の整備、合併処理浄化槽のより一層の普及を促進するとともに、合併処理浄化槽の適切な維持管理を徹底するため茨城県が実施する浄化槽メンテナンス・ステップアップ事業に参画し、浄化槽設置者に対する指導を強化することで、生活排水による公共用水域への汚濁負荷の軽減を図ることとしている。

また、学校における環境教育の一環として平成20年度から市内小学生向けの独自に作成した環境副読本を用いた環境学習を実施しており、平成22年度からは中学生向けの環境副読本により同様に実施する予定となっている。太平洋や那珂川など豊かな自然に恵まれた本市の水環境を保全し、次世代に継承するため、幼児期より継続的な環境教育を行い、日常の暮らしの中で河川や海を汚さない知識の普及や取組みを推進していく。

さらに、環境基本計画の推進母体として平成20年度に市民、環境保全団体、事業者及び行政からなる「ひたちなか市環境をよくする会」を設立し、環境シンポジウム、環境講座、河川・海岸クリーン作戦等の環境教育、環境保全行動を協働で実施することにより市民一人ひとりが水と自然について

の大切さ、楽しさを実感し、人に伝えることを学ぶとともに、市民が主体となり地域の新たな環境を創造する行動の環づくりを推進していく。

このように、暮らしと水環境が共生できる施策を実施することで、現在の公共用水域のさらなる水質改善を図り、水と直接触れ合い学び、子どもたちが水遊びでき、多種多様な水生生物を育む、ひたちなか市の水環境の再生を目指す。

(目標1) 汚水処理施設の整備の促進

・汚水処理人口普及率を75.1%から80.3%に向上させる。

(目標2) 公共用水域(河川)の水質改善

・水質汚濁に係る環境基準C類型(BOD5mg/l以下)の達成と維持

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

河川の水質改善を進め、豊かな水環境の保全を図るため、公共下水道については事業認可済み区域のうち、堀口・市毛および八幡町地区の整備を行う。公共下水道と農業集落排水施設の事業区域を除く市内全域について浄化槽の整備促進を図り、汚水処理施設の総合的な整備により汚水処理人口普及率を向上させ、効率的に地域の生活環境を改善する。また環境教育・環境学習の推進として、環境シンポジウムおよび環境講座の開催や環境保全活動として、河川クリーン運動や海岸クリーン運動等「ひたちなか市環境基本計画」に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

公共下水道(平成16年6月事業認可済み)

整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。

[事業主体]

・いずれもひたちなか市

[施設の種類]

・公共下水道, 浄化槽(個人設置型)

[事業区域]

- ・公共下水道 　　ひたちなか市堀口・市毛, 八幡町地区
- ・浄化槽(個人設置型) ひたちなか市全域(ただし, 公共下水道および農業集落排水施設の事業区域を除く)

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成 22 年度～平成 26 年度
- ・ 浄化槽（個人設置型）平成 22 年度～平成 26 年度

[整備量]

- ・ 公共下水道 新規処理人口 300 人
管径 ϕ 200 mm
管渠 交付対象 L=3,000m
- ・ 浄化槽（個人設置型）新規処理人口 5,250 人
整備基数 1,750 基

[事業費]

- ・ 公共下水道 事業費 300,000 千円
(うち, 交付金 150,000 千円)
- ・ 浄化槽（個人設置型）事業費 560,100 千円
(うち, 交付金 186,700 千円)
- ・ 合計 事業費 860,100 千円
(うち, 交付金 336,700 千円)

5-3 その他の事業

平成 12 年 3 月にひたちなか市環境基本条例を制定し、この基本条例に定める基本理念を実現するために「ひたちなか市環境基本計画」を策定して、地球にやさしく、環境負荷の少ない循環型の地域社会をつくるため、総合的かつ計画的に施策を推進するとともに、市民、民間団体、事業者などと協働し環境保全の取組みと市民主体による行動の環づくりを推進している。

① ひたちなか市の環境を良くする会活動

- ・ 市民、民間団体、事業者及び市が互いに協力し、身近な自然や環境を大切に作る心を育むとともに、環境の保全等の活動を促進するため、ひたちなか市の環境を良くする会を設立し、ごみの循環型社会の形成、CO₂排出削減、自然環境・生態系の保全・復元などの市民主体による行動の環づくりを進めている。

② 環境教育・環境学習の推進

- ・ 環境シンポジウムおよび環境講座の開催、水辺の楽校事業（河川改修に合わせて、河川の機能を生かしながら自然教育の場、集団活動の場を整備した）を通じて市民の環境についての意識の啓発と環境基本計画についての理解の向上を図っている。

- ・ 小・中学校における環境教育活動を推進するため、教諭と市職員で環境学習副読本「わたしたちの暮らしと環境」を作成し、授業で活用している。

③ 環境保全活動

- ・ 河川・海岸クリーン運動，ごみゼロの日活動，地域清掃活動を通じてコミュニティ組織や自治会を中心にパートナーシップを形成し，地域における自主的な美化活動を促進している。

6. 計画期間

平成 22 年度～平成 26 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に，4 に示す目標に対する達成状況の調査を行うとともに評価を行い，ひたちなか市環境審議会に報告し，その成果を公表する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し